

福岡藩政史の研究：幕末の情勢

檜垣，元吉

<https://doi.org/10.15017/2334028>

出版情報：史淵. 69, pp.57-74, 1956-06-15. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

福岡藩政史の研究

— 幕末の情勢 —

檜垣元吉

福岡藩勤王史

福岡藩の勤王は先ず貞原益軒に顕われ、その学統は竹田氏これを継いで東学問所修猷館に伝えられ、他方西学問所甘棠館主龜井魯に關しても亦「勤王家としての龜井南冥」の伝がある。王政維新に當つては英主長²⁴がよく公武間の周旋に當り朝廷厚くこれを賞した事実がある。福岡藩士で勤王誠忠の士として名あるもの数十人、重臣としては黒田一葦・矢野梅庵・加藤司書あり平野国臣・野村望東が輩出したのは長溥の力によるところ大であると言われる。

併し今日幕末に於ける福岡藩を研討してみると、藩内外の情勢は必ずしも以上の如きもののみではなく、焦点を勤王に合わせる為の史料の取捨とその解釈に於いて今日若干の修正を要することは当然のことと言えよう。

筑前の勤王は維新後に於いて報いられること極めて乏しかった。

「筑前勤王の源流が、多方面に出て、和勤王となり、漢勤王と為り、水戸流となり、又開国の意義を存し、或は洋兵の法術を究め、西学の究理に入る等、以て天下に雄飛するに足り、呼号するを得可き素質の有りながら、何が故に明治維新千歳一遇の時機に際して、第一着歩を天下に得なかつたであらうか、」

当時の藩主長溥の生家は明治維新に指導的役割を演じた島津氏で、且つ長溥は資質英邁、夙に開国の主義を抱持し、軍國の計はもとより、厚生利用の面に於いても欠くところ無かつたにも係らず籌を薩長土肥に輸するに至つたのは深き事由が存するのではないか。(郡利「筑前勤王の源流余論」)とは郷土の歴史家が指摘するところであるが、この疑問は筑前勤王史の謎を衝いたものであり、小論は福岡藩勤王の実態を明らかにしてこの懷疑に応えんとするものである。

佐幕的立場

長溥は勝れた資質を有する人物であつたから、傀儡的君主ではなく大局に於いて藩の動向を決定するものは藩主ではあつたが、幕末期に於ける藩主権力は強力なものではなく、政局行き詰りに際して幾度か藩主直宰(藩主独裁)の声明が発せられ、重臣等によつて屢々直宰政治が要請されてはいるが、実際には彼等の責任回避又は転嫁或いは嫌がらせの爲のヂエスチュアであることが多く、藩主は重量感に乏しくはないが浮き上つた存在だつたようである。

かかる事態を生んだ理由の一つは彼れが島津藩から入つて黒田氏を嗣いだ形式的継承者たる点に存する。一例を挙げれば藩の重大決意を全藩士に示す場合には如水・長政父子の肖像を背後に掲げ、その前に於いて藩主の申し渡しが行われることがこの頃から始まるのであるが、藩祖の像を担ぎ出さねばならぬことは一つの無力感の現われであつて、彼れ自身が血縁の後継者であれば自からが肖像画の代理者たり得たであらう。

この養嗣子としての長溥は二重の關係に於いて一橋徳川と繋がつていた。彼れの父重豪は徳川家斎の広大院夫人の父であり、家斎は一橋より入つて宗家を嗣いだものであつた。次いで島津斉彬は家斎の姪を夫人とし、且つ島津忠剛の女を養女として將軍家定の夫人(天竜院)として居る。

又彼の養父斎清の父斎隆は家斎の弟であつたから長溥の身边は生家養家共に一橋乃至將軍家的色彩が濃厚であつたこと

が認められる。「余幼少の頃より徳川氏の恩眷を蒙ること深し」とは屢々彼れが家臣に述べたところである。長溥は当初から、而して最後迄幕府の立場を離れることなく藩の指導者としての生涯を送つたと考えられる。

封建道徳に立脚すれば將軍に殉ずることは道義に従うことであり、後の明治維新政府の組織者に対して批判の余地が存することは今や明らかなことであるから、彼れが最も由縁の深いとまり木にとまつたことは誤謬と云うべきものではなかつた。しかし結果に於いて維新以後に於いて恐らくは日本最大の不幸が、これに基づいて福岡藩を訪ずれたことも亦事実である。

長溥の動いた基本的なコースは、開国論と公武周旋である。彼れは諸大名中最も積極的に持続的にその信念を推し進めたと言つてよい。併し藩士は彼れを理解する能力に乏しく藩外の情勢は彼れの行くてを阻むことが多かつた。

公武合体は一種の折衷主義であり、機會主義と極めて類似し旗幟鮮明を欠くものであるから、自ずから公武双方から白眼視され京都に召致された藩士が、請持場を指定されず諸藩整列の中で狼狽せざるを得ない様な事態を生むに至つてゐるのは福岡藩の立場をよく象徴するものである。(山中立木談話)

長溥の佐幕的立場は必然的に情報の性格と範圍を規定する。彼れの岳父斎清の夫人は二条治孝の娘であつたから、黒田氏に入る京都の情報は自ずから二条氏を中心とし、このルートから近衛忠熙或いは中川宮グループの政策的情報が送られたとするならば益よりも害の方が多かつたかもしれない。

文久二年参勤交代の途上播州大蔵谷から、引返さざるを得なかつた所謂大蔵谷回駕に当つても心ある者は「御供人数等御疏遠にして御思召運ひ兼ね残念に拝察」すると言つて居る。孤獨なる彼れは時勢の見通しが次第に困難となり、遂には生家島津氏の動向すら予測すること困難となつた。長溥と久光が終生不和であつたことも原因の一つではあるが、何れにせよ維新の死闘が展開されつつある時、刻々に正確な判断を下し得ざるものは脱落せざるを得なかつた。

元治二年・家老中惣引入

長溥が全く浮き上つた存在となると共に、又藩の運命の転機ともなつたのは元治二年三月四日の黒田播磨・矢野相模・加藤司書等家老中の建議書の提出と、続いて起つたその退陣であつた。

この建白書は藩の方針を確立し急進分子を抑え保守的分子を啓発して藩内の抗争を防止し、時勢に適應せる中庸の策を行わんとするものであるが「天保文政の規律を以て取り行われ候向は時勢に後れ候間、猶時艱に応じ取捨御活用相成り度く中略幕府之御嫌疑をのみ避けられ候ては尚も御手延び兼ね候間、其辺りは随分御懸引、御条理相立候儀ハ強いて御頓着にも及ばれ間敷く」と言い幕府一辺到の長溥に対し政策の転換を求め保身の為の権謀術数の必要を説いたものであつたが、実は初步的なものながら下級武士改革派の主導権接近の運動による動きの現われであり、彼れの身体の一部分とも言うべき徳川幕府の權威を否認し兼ねないわけであるから藩主が大なる衝撃を受けたのは当然である。而かも播磨の態度は強硬で最初長溥は政治向きは一切家老中に委任する旨の沙汰を下したが、播磨は藩主の意志を体して政局を担当し得る人物を選任せよ。現在の家老が総退陣したのでは「上に御手をつかせ申上げ」ることとなるから一兩人ずつで当座の用を弁じようと云い、又将来収拾困難な事態に立至つてからでは自分の手で押えることは不可能であるからとして、度々の話し合ひも妥協点を見出すには至らなかつた。長溥が「播磨少しも恐れ入らず」とか「我等を押し付け候心底」「我等を分らず者と申すに於いては」等忿懣の情を述べている処からみれば播磨の態度は強硬、時として不遜なるものであつたと考えられる。やむなく播磨等に代る重臣を求めたが、暫らくは困難を避けて応ずるものがなく一時は「家老惣引入」の危機に晒されたのであつた。佐幕派の大音因幡に対しては安駄に乗つてもよいから是非々々罷り出る様にと懇請している程である。(安駄、竹を以て編み一本柄で昇ぐ罪人等の乗り物)蓋し長溥の真情であつたであらう。

其の後は直宰を以て藩主自から政局に当ることとし、佐幕派の重臣これを授けて藩上層部の機構は次第に整つたが、勤王派の武士の直接行動が相ついで起り、輕輩出身ながら藩政運営の上に欠くべからざる存在であつた牧市内・喜多岡勇平が相次いで暗殺され、クーデタを企図する者迄も生ずるに及んで遂にこれを放任し得ず、遡つて捲磨・司書等の責任が追及されることとなつた。然るに黒田捲磨は重臣の筆頭であつて、云はば強力な家付きの小姑であるから後に生ずる動揺を懼れて極刑に処することを得なかつたがそれに比較すれば加藤司書は祿二千八百石の中老に過ぎない。加藤司書の自裁は窮地に立つた専制君主の、より抵抗の少い方向に向つての反撃に外ならなかつた。

以上に見た如く福岡藩は明治維新の直前（慶応元年・一八六五）勤王派の肅清を終り、佐幕派内閣の下に新時代を迎へた。先づ「天朝之御聞き込み別して宜しからず、宰相様（長薄）尊幕に在らせられ候も三太夫（浦上信濃・野村東馬・久野将監）之奸曲より之事にて三条殿参与衆之口氣甚だ宜しからず」の情報至り、「其の藩正邪不分、人心不穩之由相聞こえ、早々取調べ断然処置致し候様」の命下るに及んでは三家老の命を以て不明の償いとし自らは退隱することによつて一時を糊塗せざるを得なかつた。

「上重々御心外共仰せ聞けらる可き様も之無く候得共、国家の為何卒切腹致し呉れ候様御心外難涉之思召」以下の沙汰書は藩主の偽らざる心情を吐露せるものであると言つてよい。

而かも猶藩士の多くは維新政府の存続することを予見し得ず、明治二年の贖札疑獄によつて、明治の声を聞きながら藩庁の首脳が斬首の刑に斃れる悲劇を重ね、筑前の青年は危険人物として土佐人と共に新政府の官憲に睨まれなくてはならなかつた。（「田塚磨伝」「帝国憲法と金子伯」）

近代的軍事力創出の企図

次に不幸なことは長溥が開明的君主たることが君臣を乖離せしめる一因となつたことである。福岡藩は警備の為に隔年長崎に赴むくという海外文化摂取の好機会に恵まれながら、同一条件の下にある佐賀藩が寛永年代以来最大限にこれを利用し、維新に際しては主役として王事に勤めたとは言い難いにも関らず、藩閥政府にその席を獲得したのに比して全く趣きを異にする。

長溥は幕末蘭僻大名の重要な一人で、島津重豪・黒田斎清の二人の父親から精神的遺産として西欧的教養を身につけ且つ時を同じくする島津斉彬の軍事的目的を中心とする一連の洋式工業をまのあたりにみて、彼れも亦中の島に精煉所を興し(弘化四年・一八四七)近代の軍事力の創出を企図せざるを得なかつた。

併し家臣の抵抗に牽制された彼れは装備と訓練の近代化を最も適切な時期に於いて実現し得ずして終つた。

近代の軍備の必要が切実に感じられたのはペルリ来航の刺戟によるもので、安政四年五月軍制改革の意図を明らかにした長溥は、先ず黒田播磨等の重臣層にこれを諂り、当時は藩の財政困難の為に前年度から三年間大儉のさ中であつたので「大名の大借は左のみ恥辱とは存じ申さず」とし、西洋火器の威力を述べて新軍法採用に対する協力を求めたのであつた(註三)。

註一 軍法之儀播磨初我等見込申談候処、いづれも承知いたし諸役さへ呑込候ハ、追々被行可申との事、是又尤至極ニ存候

(中略) 西洋軍法ハ播磨も是迄相調へ候事ニも無之其上先祖ハ武功之家柄ニ付兼々之規則も可有之、此度我等申ニ任せ同意ニハ候得共素より軍法之事ハ我等家之興廢日本之恥辱ニかゝり実ニ以不容易事ニ付、至此場申付置候重役之儀銘々違存有之候ハ、毛頭不及遠慮心底不残申達候様存候

新西洋流一ト通ニ而被行候様ハ無之、異説粉必定之儀ニ付根

元をかため不申してハ容易ニ仕かゝり可申儀ニ無之其他製煉蘭医之事も同断ニ存候

素より異郷本朝之合戦絶て無之候間いづれか勝候と申事ハ難申に付西洋流不宣存候ハ、相止メ可申候、製煉蘭医も同断之事ニ候、我等事近年別而異郷之事情不安心ニ付日夜工風をこらし天地間之窮理大方相分候間万事居り致出来候得共一己之管見不及是非候、色々相認氣之毒存候得共軍國之大事是迄如何之心得ニ而いづれも相済居候哉、財用繰も火急ニ候得共大

名の大借方のみ恥辱ニは存不申軍陣之恥辱有之候ハ、生而人
二面を合可申哉、当時之振合今日之急務眼前之事ニをわれ申
さハ軍法ハ二番と相成居る様ニも相見ヘ申候

扱又蘭医召抱之事播磨申候ニハいつれ共諸役人追々承知之上
抱候方都合も可然旨是又尤と存候

扱又製煉之事ハいつれも追々承知之通り地雷火等同所にて致
出来候間方一異人乱妨之節右之火器にて数万人焼殺事云相
違、又蘭薬ハ平常手ニ入兼其上下々高値ニ付手入兼候間同所
にて製薬いたし候得ハ下値ニ手入候間下々迄行届多分之人命
を助けいか程之仁術ニ可相成哉も難斗、一事を申候得ハ牛痘

これに対して家老等は「西洋窮理之道、疾く御発明遊ばされ御格別の御英断凡慮の及ばざる所」であるが、藩内一統蘭
法を信ぜざる者多く、強いて断行すれば動搖の懼れありとし「為にする所有つて竊かに蘭法等相学び居る面々は志を得候
て、眼前専ら御用達仕り輕輩も等を越し計らひ立身仕り候様之者も出来」国風と時勢の一変することが懸念される。裝備
の一新は財政困難によつて不可能であり漸進的に理想を實現せよと答申した(註二)。

註二 上様は西流究理之道疾く御発明被遊御格別の御英断中々凡
慮之不及所ニ御座候、尤私共と申而も強テ蘭法等を只々下ヶ
墨申ス訳ニ而ハ乞御座候得共、一統いまた信用不仕者勝ニ
而色々申立之情態常々見聞仕候ニより御国政を御預ケ被成
候身分夫是懸念不少仰之蘭法等御取用方上とハ寛急之相違出
来仕候儀ニ御座候、乍去根元ハ思召ニ翻語仕候儀ニ而ハ無御
座候、(中略)

一 御家中初メ御家之御軍法を見馴レ聞馴隨身仕二百年來之御

福岡藩政史の研究

ニ而可相分、最初ハ春沢初彼是と不平之申分有之、一統も疑
念不少、至只今やうやう難有かり候類ひ至愚之至不足論(中
略)

右等之趣いつれも得と相考候上御家之大事ニ付押而我等二同
意不致否哉屹度可申違候いつれも存念次第早々決断可致候、
我等西洋之事只々人々物好とのミ存候者多く候由何も頓着ニ
不及候得共家老初只今迄之心得ニ而ハ如何程我等出精いたす
共急乾不致(中略)一往ハいつれもえ相談も不致も不宣と存
候間右之条々申達候(下略)

五月十九日

「家老中江申達候大意」

恩沢を蒙り候ヘハ万一事ある日ニ者御馬前ニ身命を抛チ可申
と十八八九迄ハ心掛居申歟ニ候、然ルニ時之御勢ひニ而御
先祖様以來之御軍法も西洋ニ変シ共ハ仕間敷哉と誠ニ眉をひ
ぞめ御模様を相伺居申候人氣と相聞ヘ候、其折柄ニ西洋調練
等一時ニばたばた被仰出候而ハ人心果而不帰服動搖仕可申、
左候而は只上ハ向斗威服にて調練之業前ハ相覚え可申候得共
根之人心ハ相離レ其不安心之御儀ニ可有御座候、就而ハ御副
書ニ被遊候通、彼レが長所を被為取候て御軍法御潤飾と申候

ハ厚き御趣意を被押立御家之軍法ハ是迄之通被為立置、異船防禦之為ニ西洋軍術を此節御開キ之恩召を以諸向へ御施被遊漸々御率ひ被成候ハ、自ら信服仕却而御現功速ニ相顯レ可申歟ニ付先當時ハ極々小人数ニ而御側向等追々調練被仰付、次第々々ニ御手をためられ人心信服之否を御見定メ被遊大調練ニ御仕掛り被遊候方御上策歟と申合候事

一 蘭法等一時ニ盛ンニ相成候ハ、是迄御が一途ニ相志丹誠を抽て相動居候面々ハ忽チ氣先くじけ次第ニ身を引候様可相成、又是迄御時勢之成行を察し為ニする所有テ竊ニ蘭法學相學ひ居候面々ハ志を得候而眼前専ら御用達仕輕輩も等を越し斗らひ立身仕候様之者も出来可仕歟、左候ハ、自ら御国風御時勢も又一変仕候ニ共ハ相所間敷哉と其辺りも大ニ懸念仕候条蘭法等弥御用ひ之場ニ至候而も右等ハ深く御心を被為用候方御為可然哉と申合候事

一 御軍法西洋ニ御改メニ付而ハ余分ニ御軍器類御仕立ニ不相成候てハ相濟間舖候へ共只今之御財用繰ニ而は一時ニと申而ハ御出来被成間敷御家中とても速ニ西洋軍器等仕立候儀ハと

でも手ニ及び申間敷、尤信服さへ仕候ハ、不被仰付候も追々ハ差繰ヲ以各相競ひ軍器等仕立候様ニ可相成其上江戸表ニ而も西洋調練之向服体言語等も凡爾人之形を學ひ候哉ニ而諸人不平之評判仕候、是も御国元ニ而ハ先是迄之風に而其業前掛引之調練而已窮理之道ニ被仰付候方可然哉、御軍器も御不足之分ハ成丈當時ハ是迄之分を御取交ニ而御仕廻被成御内輪之儀御破格御大儉御執行ひニ相成其御せり出しヲ以て右等之御出財御仕廻被成候と申候者御居りニ被成置候ハ、役々も不帰服仕間敷儀と申合候事

一 製練も根ハ誠ニ難有思召ニ候へ共未御仁恤一向ニ顯レ不申候間一統信用薄ク兎角色々と申立奉畏入候、右ニ付牛痘之如ク現功相見候御儀を專一ニ被仰付諸人漸々信仰仕候ニ随ひ追々御手を広メられ候方御為可然哉ニ申合候事(中略)

一 蘭医御抱之儀も一旦ハ懸念仕候へ共打返し申合候へハ如何ニも無御抛儀ニ付一人位之儀ハ此上ハ存寄無御座御同意申上候事(下略)

五月廿四日

以上の答申は実は当時の能吏牧市内及び浜兵夫が夫れぞれ家老に提出した意見書に基ずくもので、請書はこの両者によつて編輯した作文に過ぎない。

牧市内は製練と西洋伝習調練を中心として、先ず種痘に限定して西洋医術の価値を認め、財政恢復し藩士が疑心を去る迄は範圍を御側向小人数に止め時期の到来を待つべきであり「上之御明断は御格別ながら、諸人之人望に叶ひ申さず候て御先祖様仰せ置かれ候上一和之御軍法に叶ひ申さず候間、神慮も如何が」と思われるとして居る(註三)。

註三 西洋軍法ハ素より夷狄之流儀家中第一信用いたし不申者多御座候而平常唱候ニハ船軍ニハ長所処も有之候得共陸軍ニハ此方に敵する事出来不致其上万里海上を隔此神國を相伺候事何程之事可有之なとのゝしり是又十二八九迄ハ軍法を信し不申候

古来之御定則を御踏外し不被遊候而方一事有之日ニ少々御不都合有之候とてさして御恥辱と申ニハ不至御申分ケハ相立可申候、且神明も擁護被為在候へハ決而敗亡ニ被為至候儀乞之候ハ必然之御儀と存候、軍事ハ古來人之服従するとせざるとの二ツニ而勝敗ハ有之儀嚴然と相見申候、然ハ当時半信半疑之軍法ヲ御用被遊万々一御不都合之儀ニ至り候て御先祖様方へ御申分ケもちと立兼可申歟、左候へハ御家之御軍合を根ニ御居り被遊事只々より少し充御替へ被遊年月を經御整候ハハ人心も一和いたし万端御成就ニ可相成と奉存候(中略)

斯の時節ニ半信半疑之軍法を以被仰出候とも根元不承知候得は万一有事日ニハ人心はなればなれ一致不致敗走ニ至り候事と奉存候、然者失張古來より之御軍事を御習練被遊衆心一心ニ相成候ハ、自然之節何も身命を抛相働き城を枕ニ必至と志し候て決而敗亡ニ不致儀ハ眼前之事奉存候

一 夷人之軍法御用被遊従公義も御委敷被仰出候得共追々長崎

辺之模様承り候へ者衣服も異様ニいたし今日は言語迄も蘭語

濱兵太夫は儒者出身にして長溥少年時代の傳育係で長溥に重用され最後迄名声を保持した政治家であるが彼れは「御馬前ニ身命を抛ち申す可しと十人ニ八九迄は心掛け」て居るが「西洋軍法は素より夷狄之流儀、家中第一信用いたし申す可

を真似いたし候由、御國之風俗移りやすき習にて自然と装束言語等も夷ニそびすの風儀ニ押移り候儀乍恐御先祖様ヲ初神慮も如何思召候半歟

一 西洋多くハ共和政事之様承申候、自然と君臣之道不相立聖賢之道を廢ニいたし經典を不用専氣安き事而已志、先ハ売人之姿ニ相成仁義之道を弁へ不申手前勝手の手事をいたし其末ニ至りてハ人倫之道を廢し乍恐御政道も不行届はたゞニ相成候儀とも御座間輔哉

一 西洋ハ皆大抵ハ邪宗門之様ニ承申候。當時別而御政御嚴重ニハ候得共軍事御用ひ被遊候より不知ノ其道被行候様可相成候、是以追ニ盛ニ相成候ハ、御防キ之道も出来申間敷末ニ至り如何之御都合ニ可相成哉

一 夷人持渡り之品物何も花美俗人之目をよろこばしめ候もの多可相成是以御先祖様被仰出候御趣意とハ大ニ相違仕可申奉存候、尤藥品等ハ格別其余之品ハ倭國互ニ交易ニ而古來証來候処米穀も次第二交易いたし候ハ、自然天災等之節如何可相成哉甚以心元なく相考候事

一 西洋ハ大凡淫乱之風儀ニ而質素貞実之行状ハ少キともハ無御座哉、倭國ハ古來人倫之次正教異邦より君子國とも唱申候由、然処西洋風俗ニおし移り爰ニ至リ一變いたし候事扱々残念何卒古道を相守度事御座候(下略)

る者多く、「船軍には長処も有之候得共陸軍ニハ此方ニ敵する事出来致さず、其の上万里海上を隔て此の神国を相伺い候事、何程之事有る可きなとののしり、是以て一理なきにしも」あらず、「神明も擁護在らせられ候へば決して敗亡ニ至ること無し」軍事は古來人之服従するとせざるとの二つにて勝敗は決し、財政困難なる時に當つて半信半疑之軍法を仰せ出されても有事の日には人心一致せず敗走するに至るであらうと言ひ、夷狄に対する憎惡の念を篤胤影響を露骨に示しながら開陳している。(福岡藩は篤胤系の国学を大いに弾圧しながら、為政者自身が篤胤的口吻を洩らしていることは極めて興味深いことと言はなくてはならぬ。)(註四)

註四 一 製練之事

右ハ猶理之薬法誠下々貧民ニ至まで困苦を助り候御仁心難有御事ながら未一統信用薄く御座候ニ付先當時は現功見へ安き良菜二三品を御製し被仰付候て人心思ひ付候様御仕掛相成度御儀歟と奉存候、思召之通様々器物を製し人之目を驚かしめ或ハ御国用御用達之否も諸人不発明内より専ら大阪表等へ積登せ売弘メ等諸人疑惑之一端ニ而只々御仕組御金儲之御趣向と相唱へ御仁術ハ一向に頭れ不申候(中略)牛痘ハ速ニ現功相見候付御仁政を仰候此意味ニ相成度奉存候事

一 西洋伝習訓練之事

此儀彼か長所を被為取候て蘭法御潤飾被遊必勝之道を御立被遊候御趣意奉感服候、乍去未諸人其極意を不存事故只々無用之御事を被為好候而 御先祖様以來之御軍法ハ御改被成候様相心得、西洋ニ変候儀者最不帰服之人氣ニ御座候、是ハ一統儀其道を存知候迄ハ定て無御余儀候事と奉成候様相成可申

(中略)

是を以漸々御率ひ被遊候ハ、自ら信服仕候様可相成候、もし

只今ニも御大造之儀御取発しニ相成頻リニ烈敷訓練等被仰付候ハ、上向ハ服シ可申候得共内心疑惑仕候て人心和合仕間敷候間先當時ハ極小人数にて御側向等へ追々訓練被仰付次第〳〵ニ御事をためられ弥人心帰服之否を御見定め被遊大訓練等ニ御仕掛り被遊候様有御座度奉存候、(中略)

一 江戸表之模様を承り候へハ西洋訓練之向服様までも凡異形ニ変し居哉にて諸人不平之評判仕候、此儀も先追々之模様にていか様共可被仰付候得共先大躰差心得候までハ是迄之風ニ而其業前掛引之訓練窮理之道ニ被仰付不平之人氣ニ不至様有御座度奉存候、(中略)

一 西洋伝習訓練等之儀先之荒増にて一時ニばつと大造ニ不相成様そろ〳〵と御率ひ被遊候て御財用之御費も薄く人心も動揺不仕儀を相見込居申候得共本より其道ハ少しも勘弁不仕儀ニ付内情を申候へハ矢張り一統同様疑心ハ未離れ不申、乍去君上之御発明凡慮之不及所、其上其御下知ニ奉隨候ハ臣下之役

目三付得失之論ハ捨候而御執行ひ方之見込処を有様申上候（下略）

福岡藩政の実質的推進力である階層の頭脳はこの程度のものであり、これを強引に牽引する丈けの実力を藩主が有しない場合には、啓蒙君主も徒らに焦慮するに過ぎず、その大局的見通しの如きは無用の長物たるに止らざるを得なかつたのである。

五卿の歴史的意義

長州征伐の結果三条以下の五卿を福岡藩内に迎えるに至つたことは維新史の上に重要な意味を持つものであつて、事実藩政に対して甚大な影響を与えた事件であつた。

謂わば五卿は颯風の目であり、維新史展開の軸であつたと見られぬこともない。故に五卿の有する歴史的意義を洞察すると否とは藩の運命を左右する丈けの意義を持つものであつたにも関わらず福岡藩はこの招かれざる客を待つこと極めて薄かつた。今三条の従者であつた尾崎三良の語つたところを中心として筑前入国以来の五卿の状態を跡付けてみよう。（「維新前実歴談」講演速記録・「七卿在西日記」「回天実記」）

先ず黒崎に上陸した当初から五卿の待遇に関する取極めは実行されず、後世勤王の間こえ高き加藤司書も脇差を帯した儘で対等の礼を以て五卿を遇し、長州藩では食事も檜造り白木の三宝であつたのが、筑前では極めて粗末な旅客用の春慶塗の膳椀で供される有様であつた。

更に旅館の周囲には竹矢来が結ばれ、門を閉ちて全く囚人の如き扱いで、これに対する抗議は一蹴し去られ五卿の従者等は切齒せざるを得なかつた。

ついで五卿は各々隔離され九州五藩の兵がこれを監視することとなり三条は赤間の茶屋に、三条西は山田村増福寺、東

久世は高倉村神伝院、壬生は凌巖寺村の正法寺、四条を吉田村鎮国寺に移された。

現在では赤間附近滞在の一箇月は太宰府居館の修築を待つ為であつたとされているが、尾崎の談話によれば当時これらの監禁者達は危険の迫るのを「モウ今か今か」と待つ有様で、この情勢を薩藩士が国もとに報じた為、西郷が自から福岡を訪ずれることとなり彼が黒田家の重臣に嚴談した結果五卿の同寓と太宰府への移転が定まつたとしている。

かくて五卿とその従者六十余人（半ばは五卿の世臣半ばは諸藩の浪士から成る）が太宰府延寿王院に於いて福岡・薩摩・肥後・肥前・久留米五藩の藩士によつて警固されることとなつた。

筑前藩の五卿に対する根本的態度は幕府的立場に於いてこれを囚人と見ることであつたものの如く、肥後藩の史料によれば慶応元年の頃薩藩の黒田加右衛門が黒田長溥父子に謁し、三条との対面を奨めた時も、一応か様の謹慎中の者に對面する謂われ無しと謝絶し、猶強いて勸告すると、現在は父子共に病氣であるからいづれその内にとつて答であつたといふ。

註 前略先般薩之黒田加右衛門拜謁御父子三条実美江御逢之儀申

上候処、箇様慎之者へ対面候訳無之と御沙汰之處、強て御迫り

申候哉、何レ対面ハ可致候へとも当時ハ父子共ニ病氣故何レ其

内と申儘ニ相成居候由（「尊攘録五卿一件」五月廿四日付 吉村武兵衛より諏訪常吉江送候書翰）

更に福岡藩は藩論一定せず、藩外の情勢もこれに加わつて、待遇に変化があり、勤王派が藩政を執る間は懇切に佐幕派が進出すれば冷酷に、第二回長州征伐に當つては居館の周囲に竹柵を廻らし嚴に出入を取締る等被監視者は一日も安き心はなかつたと言ふ。

藩是の動搖は自ずから對外的に福岡藩を軽からしめ「筑は根本大因循之國柄」と称せられ、或いは「筑之儀は柔弱之國柄歟ニ御座候得ハ（中略）天幕辺より嚴敷御沙汰ニ相成候ハハ畏縮可仕」とされ（「尊攘五卿一件」「尊攘録探索書」）そ

の結果肥後藩の如きは慶応元年六月一片の通告を福岡藩に提出するだけで事前に太宰府守護兵の大部分を撤収して居る。

註 筑前御家老中 慶応元年六月廿二日

前略 今度御進発付而越中守様御事、御先手之御先鋒被蒙仰、

専御軍配等内外ニ懸多端之折柄ニ付、右被差置候御人数当分相

減、御用弁之ため少々相残候儀、其御筋江及御打合引取申候、

下略 (他国状況)

続いて肥後藩では幕府に対して「守衛向き其の外方端彼の御方

長州再征に先立つて幕府が五卿を江戸に拉致せんとした慶応二年三月は五卿にとつては最大の危期と言うべく、先ず三条等取締として派遣された監察小林甚六郎等は廿三日博多に到着し、次いで五月七日には老中松平伯耆守から

「三条実美始め五人の者今度大坂表へ召寄せられ候に付、筑前に罷り在る御目附小林甚六郎へ相渡さる可く候、且つ大坂迄の護送は甚六郎の指揮を得らる可」

しとの通達が手交されて居る。

小林が汽船順動丸に乗じて博多に入港するや藩主は城を出でてこれを博多に迎え、先供には中老(二千石以上の重臣を言う)が当り、太宰府近郊の二日市に向う一行の為に五里に亘つて盛砂するといった迎接振りであつた。

五卿を持て余した福岡藩は幕命を幸いとして太宰府追い出しに積極的で警固の諸藩も敢てこれに抗するものがなく、太宰府の町では監送の為の網乗物が用意される有様であつた。(「五卿方御受取御用金銭出入帳」)

唯江戸護送を最初から明らかにすれば実行困難の恐れがあるので先ず曖昧の間に大坂迄送り然る後に江戸に送致する予定であつた。

註 この目的達成の為に福岡の老臣と幕府の代表者との間に往復

された書翰が、幕臣の大坂城退去の時残され、次いで入城した

薩藩士の入手するところとなつて、以上の経緯が明らかにされ、一方小林の逮捕訊問の結果と相まつて、筑前藩が以後維新

藩閥政府の報復的傾使に甘んぜざるを得なくなつたとの見解をもつ歴史家もある。併しこの結論を承認する為には史料を更に吟味しなければならぬが、ともかく福岡藩が五卿に対して、死

を以てこれを脅やかしたことが、永く明治政府当局者の記憶に残つたことは事実である。

三条等も小林来着の報を聞くや意を決するところあり、随従の士を戒め事に臨んで従容指揮を待つべきことを示した。

〔「水野溪雲齋在西手記」〕「従京都来候探索書等・尊攘録五卿一件帳」

三条が随従者一統を集めての言い渡しは次の如きものであつた。

「此の度幕府より我々を江戸へ呼寄せることとなつて、五藩もその用意をして居る様である。我々は何の為すこともなく、のめのめと江戸に行くことは出来ぬ。又行つた場合には如何なることになるかも知らぬ。後醍醐天皇の時の日野や坊城の如くなるかもしれない。生命は元より抛つて居るが、それでは我々の精神は貫かれぬ、犬死せんよりは愈々事態切迫した時は各々必死の覚悟をきめよ」

かくて一同斬り死にの覚悟をきめ、肺患に悩んでいた土佐藩士山本覚馬の如きは、同志の手足纏いとなることを懼れて割腹し、利岡玄兵衛がこれを介錯すると云つた切迫した空気の下に置かれた。然るに薩藩の黒田嘉右衛門（清綱）が阿久根に於いて、報告の為に帰郷せんとする薩藩士に出会い急遽壮士三十人を率いて太宰府に到着してから形勢一変した。黒田は直ちに小林の旅宿に赴いてこれを恫喝し、翌日には大山格之助が大砲の装備を有する壮士と共に前者と合体するに及んで形勢逆転五卿は漸く死地を脱し、小林は結局手を空しうして帰らざるを得なかつた。

次いで第二回長州征伐失敗後は福岡藩の態度は再び変化し、王政維新を迎えて五卿の入洛復位の命が伝えられるや、福岡藩は俄かに金三百両博多帯地十条を贈つてこれを賀し、藩主は太宰府を発して帰京せんとする五卿後を博多に訪ずれ饗応これ努めた。「太宰府滞在中君侯は勿論家老一人も来問したる事もなきに、此度五卿首尾能く上落することに為り俄かに鄭重なる待遇を為すとは余りに輕薄の情見えすきて頗る一笑せり」とは尾崎三良の語るところである。

今にして見れば窮鳥を懷にしてこれを遇するに道を以てせず、五卿のもつ歴史的意味を全く理解し得なかつたことは藩の本質的弱点を暴露したものであつて、且つ明治初年に於ける旧福岡藩の運命に陰影を投ずる結果となつた。

註 福岡藩が五郷を如何に見たかは以上に述べたが、元治元年十

月加藤司書等の断罪直後、長溥が幕府の当事者に向つて送つた

書状を挙げる。五卿の大阪送致と、その為に必要な処置は既に一応準備されていたと推定される。

一 此節過激輩所置相濟候事

一 三条西是迄謹慎之振合等在り之儘可申事

一 三条西所置ハ長征相濟候後諸家人数船不引揚内可然事

一 公儀蒸気船ニ而大阪迄被招呼候事

但船中警衛も公儀御人数ニ被仰付度事、又ハ五藩人数ニ而警衛可被仰付哉之事、同じくは公儀御人数ニいたし度事

結 語

幕末に於ける福岡藩の根本的特色は藩主に関する限り終始佐幕的態度を維持した点に存する。その由つて来る所は既にみたところであるが、親藩譜代を除いて極めて稀れなる事例と云わなくてはならぬ。かかる藩主の態度が藩内に反映するのは当然であるが、桜田の変の直後には藩庁は修猷館に「水戸悪徒一件」一冊を交付し「此の書は去る三月三日江戸桜田門に於いて賢相忠良の掃部頭様を殺害せし水戸凶徒の事件を明白にす、学門所一手に拝見仰せ付けられ、今後学門所勘弁違ひ無之き様申し諭すべし」と通達せられ、藩儒竹田簡吉は命を奉じて烈公を難じ、佐幕的論陣を張つたと言われ（海妻甘蔵「已百斎筆記」十五）最後迄重臣と藩士等の間に於いて幕威を過信する者の少なくなかつたことは王政復古後も明治維新を永続せずとみて太政官札五十一万両を鴻池で半値に引換えたことを以ても知られよう。幕府に対する操志を守りこ

れに殉じた面は無視し得ないが、その間明らかに誤算が介在したことも事実である。

第二の問題は長く長崎の警備を職とし海外の知識を得る為には最もよき条件のもとにおかれ、且つ幕末に於ける実質的藩主の地位に在つた長溥が島津藩の出身でありながら結局は維新の運動の圏外に置かれ、且つ維新の流れに於ける最も重要な一つの核とも云うべき五卿を懐しながら、これを冷遇し、手を空しくしてこれを見送つたことである。

長溥は当時の諸大名中最も開明的な藩主であつたことは疑いを容れざるところで、「終始開国の議を執つて毫も憚る所なし」と称せられることも正に事実である。併しこの進歩性は島津斉彬に見られる如き背景を持つものではなかつた。彼の下にある家臣団の大半は彼を理解せず、直接彼の支えとなるべき、藩命によつて長崎に遊学し新しい技術を身に付けた青年藩士等は単なる技術者にすぎず、殆んど自主性も組織も持たないものにすぎなかつた。かくて藩士の大半は金使いの荒い小型の斉彬を戴くことを慨くことに忙がしく、藩主をして縦横にその志を展べさせ、新しき歴史を生み出す運動に寄与すること等は思いもよらざることであつた。

我等は勝利の歴史を謳歌するものではなく、藩閥政府を組織した諸藩も、自藩中心の他藩に対する派閥感情乃至競争心に動かされることのみ多く藩主をして新勢力の魁首たらしめんが為の努力を主軸として歴史が推進される場合も少なくはないが、それにしても歴史的な主役たる為には藩士の封建的忠節が不可欠である。この意味に於いて福岡藩が幕末に於いて歴史の主流から脱落したことは一つの悲劇であると言ひ得よう。

かかる状況の下に藩権力を強化することは不可能であり、富力の蓄積は天保改革の失敗によつて蹉跌し、近代的事業力の創設に於いても立ち後れざるを得なかつた。

次に所謂勤王の志士は福岡藩に於いて如何なる意味を持つたかの問題がある。

所謂勤王の士は当初から矛盾なくその信念を貫徹したものは寧ろ稀れで、彼等の大部は幾多の試練の後に鍛えられ、人

間的生長を遂げることによつてはじめて歴史的意義を持ち得たのである。一方に於いて迫害が加えられながら、他面彼等を育て上げる面なくしては中央政界に活躍し得る文けの人材は生育しない。

福岡藩の志士等もその出発点に於いて必ずしも本質的に他藩の夫れと異なるものではない。併し彼等には生長の場が与えられず、藩の政治機構に滲透しへゲモニーを確立する文けの組織も威力も持つことは不可能であつた。「筑前十六郡中平野国臣あるのみ」と云うが如き表現は、福岡藩に於ける志士がその数にも乏しく、且つ影響力の弱い存在に過ぎなかつたことを表わすものである。その結果藩主乃至藩の指導者は彼等によることなしには入手困難な情報を得る機会を失つて擧げ敷に置かれる結果となり、遂には薩藩の動向すら掌握できなくなつたのである。

福岡藩の主導権は概して重臣層によつて握られ、志士等はその急進的徒党的行動と直接行動が過激の輩として擯斥される程度の初歩的段階に足踏みしている間に歴史は彼等を残して前進したのである。

従つて藩内下級武士が豪農層或いは豪商層と結合することによつて、革命的エネルギーとして新たな役割を演ずると云うが如きことも顯著には見られない。

福岡藩は後進地帯ではないが、経済的發達は周辺の諸藩より若干後れ、薩藩に於ける浜崎太平洋、太牟田地方一帯をその掌中に収めていた湯村弥源太の如き豪商、大地主は存在せず、これに反して領外商人の活躍が著しい。鴻池、山中成太郎は当時に於ける最大の財政顧問であり、藩の専売制も蠟は野田屋庄兵衛、鶏卵は大文字屋五三郎の如き大阪商人の支配下にあり、菜種に於ける堺屋、近江商人たる織物の松居等何れも領内商人を凌駕していたものようである。

農村の分解はかなり顯著ではあるが百姓一揆は傳統的團結を持つものではなく、農村は石炭の採掘といった様なことをも含めて、庄屋の手中に握られて居り、農民の組織は緩いものであつた。

要するに福岡藩の経済的地盤は極めて古い要素の多いものであり、事実幕末の藩経済は献金、御用金、寸志銀、借入金

幕府からの拝借及び銀札（番札と称する公債類似のものも発行されている）によつて賄われて居る。

かく見來るとき長簿の持つ新しさが何等実を結ぶことなくして終つた所以が單なる偶然或いは不運に基ずくものでなかつたことを知るのである。

The Appearances of Fukuoka Clan at the End of Tokugawa Era

M. HigaKi

The history of Meiji-Restoration has, in the past, been the one for the Royalism and for the Honbatsu Government. The history which was forced in this type must necessarily be studied over again today. We can take the extreme example in Fukuoka-Clan. Now this Clan has been said to be the most loyal to Tennō from the beginning of 18th century yet, at the close of the Tokugawa Government, the historic fact has denied it. The political stand-point of this Feudal Lord, according to the old matrimonial relationship constantly took the side with the Tokugawa Government and in consequence, even in the school established by the Clan, its power was looked as trustworthy and decisive. The Lord, though the most progressive one, confined those five Nobles as offenders, among them was Prince Sanetomi Sanjō: People could not accurately understand the advancing new generation.

Thus, standing outside of the history, the Fukuoka Clan was looked with indifference by the Meiji Government and so some of samurai inevitably had their political view and living mode like Genyōsho type.